

中芸地域における無人航空機等を活用した災害対応措置に関する連携協定(案)

安芸森林管理署(以下「甲」という。)と奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村及び中芸広域連合消防本部(以下「乙」という。)は、地震、大雨、台風等の自然現象により、中芸地域に所在する民有林が甚大な被災を受けた際における災害対応措置等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中芸地域の民有林において発生した林野災害等に関し、乙が行う被災状況の情報の収集等について、甲が所有する無人航空機(以下「ドローン」という。)等による応急的な活動支援について定める。

(支援活動)

第2条 甲は乙からの要請に基づき、以下に規定する活動支援を行う。

- (1) ドローンの空撮その他の手法による被災状況の確認
- (2) 撮影データその他の収集情報に基づく被災範囲、原因の推定
- (3) 災害対策の提案
- (4) 被災地域における緊急連絡支援
- (5) その他

(活動支援に対する乙の対応)

第3条 甲が前条の支援活動を行う場合、乙は被災地周辺の交通規制等の情報を甲に提供し、必要に応じて安全の確保を図るものとする。

(活動支援の要請)

第4条 甲への活動支援の要請については、乙が電話、書面等により行う。
2 甲、乙は、前項の活動支援の要請を円滑に行うため連絡担当者を指名する。

(支援活動の実施)

第5条 甲は、前条の定めによる乙からの要請があったときには、第2条に定める支援活動を実施する。
2 甲は、第2条に定める支援活動の実施を行うに当たって、予め乙と事前協議を行うものとする。
3 乙は、甲の支援活動の実施に際し、必要な資機材等を提供する。
4 乙は、林野災害等が広範囲に及ぶ場合には、相互に連携して、甲の支援活動に協力するものとする。

(報告)

第6条 甲は、支援活動の完了後、乙に対し画像データ等の成果資料等により報告するとともに、その後の必要な支援について、乙と協議する。

(費用)

第7条 甲の実施する支援活動に要する費用については、乙の負担は発生しないものとする。

(広報)

第8条 甲、乙は、それぞれの広報活動の中で、ドローン等による被災地の調査など、本協定に関連する活動について、地域住民に理解を得るよう努める。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙のいずれからも、それぞれ相手方に対して文書による申出が無いときは、期間満了の日の翌日より1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定める。

上記の協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和元年6月 日

甲 安芸森林管理署
署 長

乙 奈半利町
町 長

田 野 町
町 長

安 田 町
町 長

北 川 村
村 長

馬 路 村
村 長

中芸広域連合消防本部
消防長